

当ホテルでは、宴会・会議室等（以下宴会等と称します）の契約、及びご利用に関しては以下の通り定めておりますので予めご了承下さい。

第1条 予約の成立等

ご宴会等のお申込を頂く場合は、ホテルが定めた「宴会・会議利用申込書」にお申込内容をご記入の上ご提出頂きます。「宴会・会議利用申込書」の内容をホテルが確認の上、お申込をお受けするとの意思表示をした時をもって予約成立とさせていただきます。

第2条 宴会等時間と追加室料

宴会場等のご使用開始（設営等含）から終了（撤収等含）までのご契約時間（以下宴会等時間と称します）は、所定の室料をお支払頂いておりますがご契約時間を超過した場合には超過料金を頂戴する事になります。但し次の会場使用時刻との関連によりご使用時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承願います。

第3条 内金・前払金

ご宴会等のご予約が成立した場合、内金をお支払頂く場合がございます。内金の金額は宴会等見積総額に基づいてホテルより提示させていただきます。また、結婚披露宴、大規模な宴会等につきましてはホテルから提示致しました宴会等見積総額をご利用予定日の7日前までに現金でお支払頂く事がございます。

第4条 お打合せ等確認

ご宴会等の内容につきましては、事前にお打合せ下さい。最終的なお打合せにつきましてはご宴会等開催日の7日前までにホテル担当者とお済ませ下さい。

第5条 参加者数・食事人数の確認

お食事等の最終人数につきましては、開催日3日前の午前中迄にホテル担当者までご連絡下さい。そのご人数を確定人数とし当日人数が減した場合であっても確定人数の料金を頂戴致します。また、前日午前中には手配が完了致しておりますので、ご出席人数が予定人数より増加した場合でもご変更に応じられない場合がございますので、予めご了承願います。また、大幅な人数の増減（予約人数の2割以上）につきましては最終打合（10日前）にご連絡下さい。

第6条 お支払

宴会等に関する一切の費用（お支払頂いております内金等との差額）は、ご宴会等開催当日に現金、またはクレジットカードにてお願いいたします。打合時にホテル担当者との間で前払入金をお願いする場合がございます。予めご了承下さいませ願います。

第7条 取消料と期日変更料

すでにご契約をいただいた宴会等を取消し、または期日を変更される場合には宴会等開催日の60日前より下記の通り取消料または、期日変更料を頂戴致します。

お申出日	取消料、期日変更料 (%)	実費諸費用
開催日の60日前	20% 及び	見積総額+実費諸費用
開催日59日前～30日前	30% 及び	見積総額+実費諸費用
開催日29日前～10日前	50% 及び	見積総額+実費諸費用
開催日 9日前～ 3日前	80% 及び	見積総額+実費諸費用
開催日 2日前～ 当日	100% 及び	見積総額+実費諸費用

*実費諸費用とは、当ホテルまたは該当宴会等の企画や準備に携わった外部委託会社が負担した一切の費用を指します。

第8条 直接ご依頼の業者に対する指示

お客様が直接ホテルの指定する業者以外の業者に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営する為10日前迄にホテルにご連絡頂きホテルの同意を得た後にご注文下さい。ホテルに事前の同意を得ないで直接業者に依頼されることはご遠慮下さい。また、宴会等に関する装飾、余興等の機器及び材料の搬入または看板等のサイズ、その他取り付け方法等の決定或いは設置場所につきましては、ホテルの美観、導線などを踏まえて一定のルールのもとに実施して頂くよう、ホテルがその業者の方々にご案内申し上げます。お客様よりも、その業者の方々にご連絡下さい。

第9条 損害賠償

お客様（お客様側すべての関係者を含みます）及び、お客様が直接ご依頼された取引先の皆様は、ホテルの施設・什器備品などを破損したり、損傷したりしないよう、充分にご注意下さい。もし、施設・什器備品に損傷・損害が生じた場合は、ホテルの指示に基づきお客様において速やかに修理の手配を頂くか、またはその損害金額をご負担願います。

第10条 個人情報について

お客様の個人情報とご来賓関係、宴会等で必要な情報すべてに於いて、お客様の利便性を重視させて頂く上、関連会社と情報を共有する事がありますので、ご了承下さい。しかしお客様の同意なくして、ご提供頂いた個人情報を第三者に開示、提供することはございません。

第11条 禁止事項

1. 盲導犬・介助犬以外のペットの持ち込み
2. 発火又は引火性の物品等危険物の持ち込み
3. 悪臭を発する物の持ち込み
4. 大音響を発する物の持ち込み
5. 他のお客様の迷惑になる言動・行為。
6. 備品等の移動・損傷・汚損
7. 使用目的以外のご利用
8. その他、法令で禁じられている行為・公序良俗に反する行為は禁止致します

第12条 宴会等利用契約締結の拒否及び契約解除権

当ホテルは次に挙げる場合において、宴会利用契約の締結に応じない、または一度締結した宴会等の利用契約を解除することがあります。

1. 宴会利用申出者または宴会場に入出入りする利用客の中に次の事由に該当する者がいる場合。
 - 1) 暴力団・暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力（以下『暴力団等』という）
 - 2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - 3) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
2. 当ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
3. 当ホテルもしくは当ホテル職員に対し、暴力行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合
4. 病毒伝播のおそれのある伝染病等の疾病に罹った方

第13条 解約

お客様及びご宴会等にご出席のお客様が上記1.～10.の規約に違反する場合もしくは、違反する恐れがある場合、お申込の際に申込金をお支払頂けない場合、お申込もしくはお打合せ等の際に、虚偽の事実を申告し、もしくは重要な事実を申告しなかった場合、その他、宴会場のご利用が不相当であるとホテル側が判断した場合にはご宴会等のお申込をお断りするか、既にご予約頂いたご宴会等でも、解約の上、取消料をご請求させて頂くことがございますので、予めご了承下さい。

第14条 免責事項

次に定める事由に該当する場合はお客様、当ホテル双方とも免責とさせていただきます。

1. 天変地異、火災、戦争、紛争、その他お客様及び当ホテルのいずれにも責に帰することのできない事由により本会場の全部または一部が滅失もしくは毀損するなど宴会等の履行が不可能または著しく困難になったとき

2. 法令に基づく公権力の行使、もしくは関係官庁の指導等による本会場の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生するなどお客様および当ホテルのいずれの責に帰することのできない事由により宴会等の履行が不可能および著しく困難になったとき

第15条 その他

1. 大太鼓等の打楽器およびバンドの演奏につきましては、他会場に影響を与える為、ご使用をご遠慮頂く場合がございます。
2. お客様がお申込またはお打合せ時点での宴会場の設備、装飾、調度品等に関しては変更が生じる場合がございますので予めご了承下さい。
3. クロークにてご宴会等実施当日にご出席されるお客様のお荷物等をお預かりさせて頂くサービスを行う事がございますが、現金、貴重品などの高価品のお預かりはお断りさせて頂きます。万一、宴会場または施設内におきまして事故、盗難等が発生した場合、当ホテルはその責任を負いかねます。十分ご注意頂けます様お願い申し上げます。